

平成 2 2 年度
第 1 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 22 年 8 月 19 日（木）

午後 1 時 30 分～3 時 45 分

場所：太子町役場 第 2 会議室

太子町生活福祉部町民課

平成 22 年度第 1 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 22 年 8 月 19 日（木）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 3 時 45 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 平成 21 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

② その他

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：桜井 公晴 服部 千秋 森澤 英一 龍田 孝夫

山木戸 淑子 武本 勝博

欠席委員：松木 功治

4. 事務局

生活福祉部長 丸尾 満

町民課長 神南 隆司 副課長 森川 勝 係長 佐々木 信人

税務課長 三輪 元昭 係長 田中 幸代

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会 神南課長
2. あいさつ 丸尾生活福祉部長
3. 会長の選出について
 桜井公晴委員を選出
4. 会議録署名委員の指名
 会長が森澤英一委員と武本勝博委員を指名
5. 議題 平成 21 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

森川副課長：「資料 1 平成 21 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(参考資料)」
について説明

会 長：休憩したいと思います。

休 憩

会 長：再開します。続いて「資料 2 決算書の説明」をお願いします。

森川副課長：「資料 2 決算書の説明」

会 長：続いて「上位 10 疾病の状況」も説明してください。

森川副課長：「上位 10 疾病の状況」について説明

会 長：「上位 10 疾病の状況」を含め、決算状況について説明を受けたわけですが、これらを通してご質問をお受けしたいと思います。

服部委員： 資料 2 決算書の 10 ページの不納欠損についてももう少し詳しい説明をお願いします。

三輪課長：平成 21 年度に不納欠損した額は、7,508,900 円ではありますが、件数としては 107 件であります。その内訳としまして、滞納処分 of 停止ということで破産等で 6 件、940,000 円、生活困窮で 12 件、1,478,900 円、出国で 5 件、328,500 円、時効で 84 件、4,761,500 円となっております。

服部委員：時効分、5 年経過分はこれだけですか？ 他にはないんですね。

三輪課長：時効につきましては、時効の停止ができなかった部分についてどうしても不納欠損せざるを得なかったものでありまして、納付誓約なり財産の差押をしている部分については 5 年以前の古い分についても現在も徴収してお

ります。時効になってしまって、全然ダメという分だけ不納欠損しております。

服部委員：時効というのはどういう状況と判断したらいいのか？

三輪課長：全く会うことができないとかがほとんどです。住民票はあるが実際には太子町には居られない場合とかで住所を訪ねても全然会えず5年を経過してしまう場合もあります。

服部委員：何回も行かれても太子町には居られないということですか？

三輪課長：共同住宅でしたら他人さんが入られているケースもあります。

服部委員：太子町には居られないと町として判断した、回りの人に聞いても太子町には居られないという人ばかりを挙げたら84件ということですか？

三輪課長：それが全てということではありませんが、概ねそういうことです。

服部委員：出国については、入る予定がないからということですか？

三輪課長：そうですね。

会 長：服部委員、よろしいですか？ 自己破産が6件、案外少ないと思うが？

三輪課長：もう少しあると思います。会社の場合は倒産という形でその場で切れてしまいますが、国保に入られている個人の場合は執行停止した部分については破産という理由で不納欠損しますが、国保に引き続いて加入されておられれば、国保税は賦課されていきます。

会 長：太子町は県下でも1人当たりの保険税は高いということもあるが、国保税を収めきれないような状況が今の暮らし向きからも見えているということで、10%以上の方が納めることができないというのがこの決算でも出てきているが、今日の暮らし向きから見てこの辺がはっきりしてこない、だからといって取れといっても、また私は取るべきではないと思うが、少し考えないといけない時期がまたさらにきていると感じている。その分を全体的に負担させるという仕組みであるからより一層収める人に負担がかかる。

一般会計から繰入しないでやっているけど、その辺を考えないといけないと思うが？ 予算の時に期待して見ときましょか？

それと、実質収支で2億6千万円ということは、全体的に収入が増え支出が減って差引が2億6千万円、一般会計のその他繰り入れをせずにこういう状況であるというのは、稼ぎすぎたのではないか？

森川副課長：実際に保険税の対象というのは、医療費の約2分の1となります。国の負担分として34%と9%の調整交付金、それと県の7%部分を合わせて50%になります。当町の21年度の医療費から換算しますと、医療費では60%程度しか取れていません。介護納付金分で90数%程度、後期高齢者支援金分で80%前後だったと思います。計算上は全てを被保険者から保険税でいただいた分ではなくて、繰越金が多かったり、思わぬ4千万ほどの特別調整交付金が入ったり、前期高齢者交付金が1億ほど多かったりと、思わぬ形で21年度は歳入が増えたのと、それからこちらが思ってたより保険給付費が伸びなかったことにより歳出が少なかったことにより繰越金が多かったということです。

当町が保険税は高いというのは、以前出させていただいた1人当たりの調定額の資料でおわかりいただいていると思いますが、たつの市も上げられてかなり上位にいられていると思います。

会 長：太子町は高いから言っている。低かったら言わないけど。

服部委員：資料1の13ページには収納率が出ているわけですが、収納する立場として払う気のない人がどれ位で、払いたいけれど払えない人がどれ位でとかはどのように把握していますか？

三輪課長：現年分もそうなんですけど、滞納記録簿には個別には記録していますが、全集計をしたものはありません。滞納処分を行うときには、それまでの交渉記録を鑑みて次はどういう処分を行うかを決めていきますが、何パーセントが生活困窮かという数字は……

服部委員：それがわからないというのはどうか？ 課長が把握していないなら担当で把握していないのか？

三輪課長：だから個別にはすべて把握しております。その方を訪問する際、対応するときにはその記録を見ながらお話をさせていただいています。ただ、なかなか100%正直にお話にならない方もおられ、我々にとってもつらい方がたまにおられます。

会 長：17年からの収納率の問題を見てみてもまた現年分で89%になって、滞納分も益々悪くなっている。深刻な事態なんやね。保険税を計算するときにこれが入らんものとして計算するからおかしくなる。納めたくても納められない人が圧倒的に多いんちゃうか。納める力があって納めない人はこの中のほんのわずかなや。

服部委員：私は納める気がない人もある程度おられると思ったから聞いたのだが。

会 長：納める力があって納めない人は大きなペナルティを課したらいいと思うけど。判断をどうするかなんやね。高級車に乗って納めへんという人は高級

車を押えて売ってしまえば良いと思うけど。高級車どころではなく乗れない人たちまで押えていくわけにはいかないというのは血の通った行政だと思ふし。その辺がどれ位かはおよそ掴んでおらないと仕事はできへん、というのはその通りだし。

三輪課長：滞納がある場合には、どういう理由で納められないかは必ず聞くようにしています。ほとんどの方が分納させてくれということで分納誓約を交わします。話しの中で月々の収入等をお互い睨みながら、いくらだったら確実に納められるかで納付誓約を交わします。その後のフォローですが、きちり入っているか、その約束が本当に支払おうとして交わされたものなのか、とりあえず一時しのぎだけであとは知らん顔ということなのかを確認します。そういった方はもう一度呼び出して今度は債権差押を前提としてお話をさせていただく、という手順を踏むようにしています。いきなり差押とかにいくことはありません。

服部委員：私の聞いた趣旨は、保険税を払わず、困ったときに自分で払えば良いんだと思っている人がどれくらいいるのかを聞きたかったんです。

三輪課長：数としてはそれほど多くないと思います。

会 長：保険にかからなければならなくなつて慌てて駆け込んだ件数やね。うっかりかどうかは別にして国保の資格を得ないといけないという件数は何件あったか？

佐々木係長：窓口で相談に来られて今まで無届というのは月に1件あるかないかですね。そんなに恒常的にあるわけではないので、相談して、保険税が遡ってかかるという問題もありますので、1件ずつ相談に乗るんですが、保険がなくなつてもそのときから入れるものやと思われている方が結構いらっしゃいます。しかし、年間にしても数件ですから月に1件あるかないかですね。

会 長：いずれにしても、収納率の問題は深刻ですね。全体としては70%に近くなるというのは。よく考えないといけない実態ということを経営の皆さんが共通認識していただくということで今後対応するということにさせていたできましようかね。
他に何かありますでしょうか？

服部委員：今度親が手術をしますが、少しでも早く診に行くようにという指導、啓蒙をしているのか？ 啓蒙についてはこの決算の中ではどれくらい入っているのか？

森川副課長：特定健診・特定保健指導に要する費用というのは保健事業費になりますが以前にまちぐるみ健診というものががん検診と同時実施しているもので、広報等でお知らせしておりますし、チラシを隣保回覧させていただいてい

ます。太子町の健診の受診率はまだまだ県下でも低い方ですし、今年についても啓蒙活動をしています。国保連合会の協力を得まして電話勧奨を実施させていただいたり、他市町がやっていることはある程度しておりますが、なかなか受診率が上がってきません。今の方法を継続しながら、40 歳以上 65 歳までの被保険者の方を対象に個別通知、これも現在もしておりますが、何とか受診率を上げていきたいと思っております。

服部委員：早めに受診され、医療費の抑制に繋がるよう、早めの啓蒙をなお一層努力していただきたい。

会 長：保健事業費の中の役務費で通知をしたからといって効果があるのかな？通知をしても見てない人もいるんじゃないかな。年末調整の裏づけにもならないしね。

山木戸委員：医療費の通知は義務づけられているんですか？

丸尾部長：義務はありません。

森川副課長：県の指導はございます。医療費の通知をもって医療費の抑制を行ってくださいという要請があります。これに要する費用は県の特別調整交付金で措置されています。

山木戸委員：私も何で通知があるのかと思っておりました。義務づけられていれば仕方がないのかなと思っておりましたが。それと特定健診がこの8月の終わりにあるんですね。私が申込みをした後にまた個別に通知があったんですね。申し込んだ後に通知がきたんですね。無駄じゃないのかなと思ったんですね。それと申し込みが届いているのかなと心配にもなりました。

森川副課長：申込みの時期と同時位に40歳から65歳の方を対象に個別に送らせていただいたと思っていたのですが。

山木戸委員：申込みしてしばらくしてからのことでしたので、申し込みが届いているのかなと心配になりました。確か、申込みのはがきを出したよねという位、間が開いてたと思います。途中で個別通知が来なければそうは思わなかったんでしょうけど、申込みしてから受診票がくるまで大分時間があり、出し忘れたのかなとも思いますので、今後送る時期を考えていただきたいと思います。

森川副課長：同時に届いておればよかったんですが、申込みしてから結構時間が開いたことについては申し訳ありません。時期を失しないようにしたいと思います。

会 長：無駄にならないよう、また個人が迷わないようにしないといけないね。

それから、上位 10 疾病の状況で、45 歳から高血圧性疾患が増えていると言っていたが、先ほども心臓バイパスとかで 1 件 870 万ほどのレセプトがあるというのも、これもそうやね。高血圧性疾患やね。

森川副課長：直接的かどうかはわかりません。

会 長：ここで増えてくるというのはそういうことじゃないの？ 先生違います？

森澤委員：高血圧という病気は、若年性高血圧みたいな小さい頃から高血圧という人もおられるんだけど、大部分は若い頃低血圧でも、ある一定の年齢になると血圧が高くなってきて、だんだん治療の対象となってくる。それがそれ位の年齢からだんだんと病気が増えてくる。高齢者になるとそういう割合はさらに増えてくる。高血圧性疾患が増えてくるのは構成上仕方ないことですね。年齢が高くなればなるほど高血圧が増えてくるのは日本人だけでなく、外国人もそうですので、そのことは理解してもらった方がいいと思います。

会 長：45 歳から 49 歳で 8 件、それが 70 歳から 74 歳で 283 件にもなっている。

森澤委員：若い頃は高血圧と指摘されても元気だし、受診しなかった人がある一定の年齢以上になってきて、調子が悪いとかで診察を受ける機会が増えてきたとかあるんで、2 つの意味で、ある一定の年齢になるとだんだん増えてくる。そういう意味です。

会 長：心臓バイパスとか高度医療にかかったとかいうのは直接には関係ないということですか？

森澤委員：ある程度は少しはあるとは思いますが、全体の傾向としてはそれが大部分だと思います。

会 長：大動脈りゅうがこの年度で 4 件ですか？

森川副課長：大動脈りゅう「等」ということで、下の方では癌とかがあります。下と言っても 300 万、400 万ですが、1 位は大動脈りゅうで 868 万円、2 位も 560 万円の胸の大動脈りゅう、次が拡張型心筋症でこれについても 500 万円を超えています。

会 長：カテーテルを入れて膨らませるものですか？

森澤委員：拡張型心筋症というのは、特殊な病気で、心臓を移植する対象になるような特殊なタイプの病気ですね。

会 長：他に何かございますか？

無いようでしたら、こういうものが国保の会計ということでまたご覧いただければと思います。

特に無いようでしたらこれで終わりたいと思います。

神南課長：報告事項についてご説明いたします。

報告事項 9月町議会定例会へ上程案件

① 国民健康保険条例の改正 国保法の改正による条文の繰上げ

② 補正予算

会 長：他に何かございますか？

今日の協議会はこれで終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成22年9月14日

議 長

桜井公晴

署名委員

森澤英一

署名委員

武本勝博